

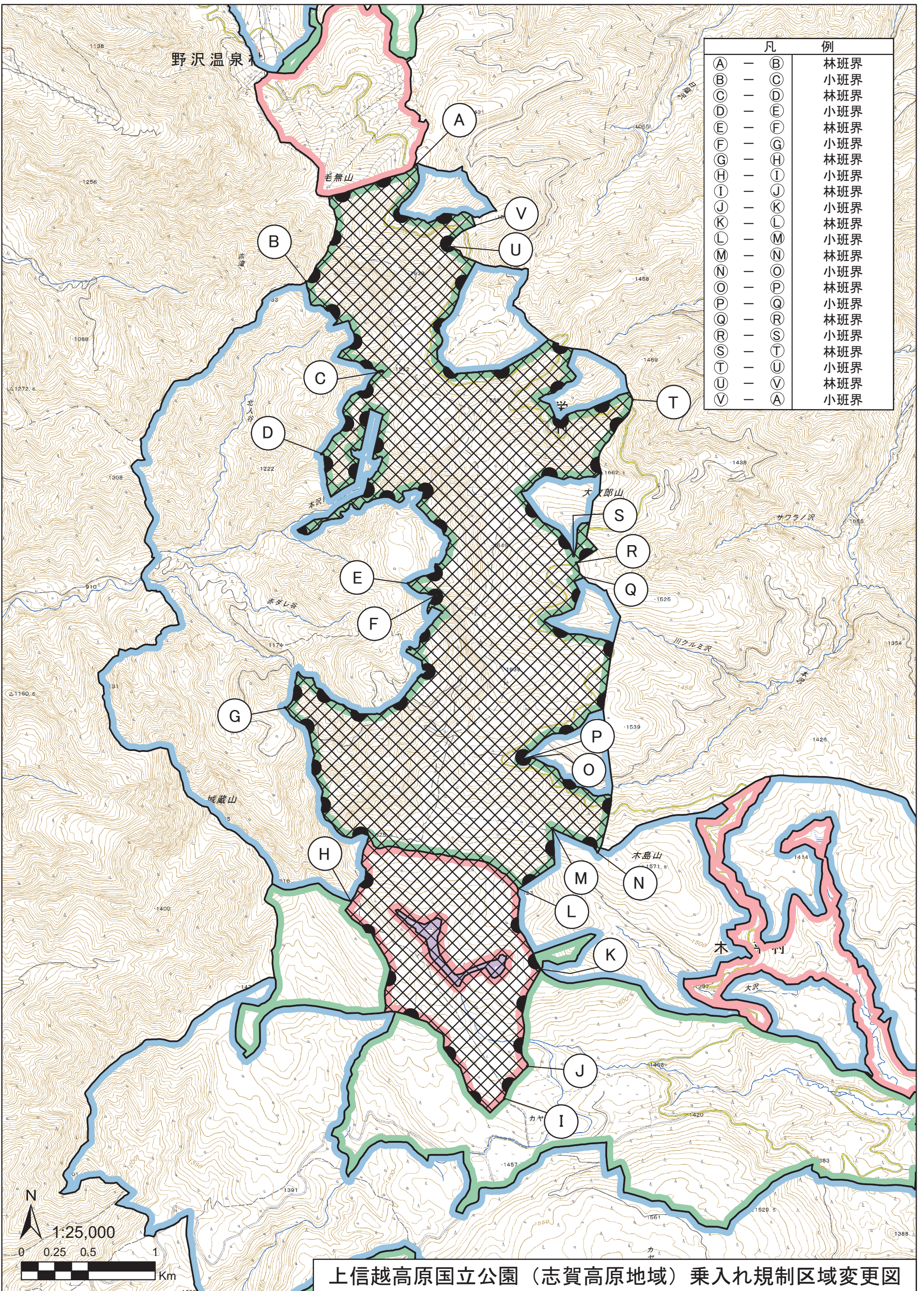
イ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

馬車若しくは動力船の使用又は航空機の離着を規制する区域を次のとおりとする。

(表 9 : 乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区 域	地種区分	区域の概要	面 積 (ha)	変更後期間
毛無山から北 ドブ湿原周辺	<p>下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 58 林班、59 林班、142 林班から 145 林班まで及び 152 林班の一部</p> <p>下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班及び 128 林班の一部</p> <p>下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 121 林班から 124 林班まで及び 126 林班、127 林班の一部</p> <p>(以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地を除く)</p>	<p>第 1 種特別地域</p> <p>第 2 種特別地域</p> <p>第 3 種特別地域</p>	<p>毛無山から八剣山にかけて緩やかな稜線が続き、八剣山の南側には北ドブ湿原が位置する。</p> <p>指定区域の周辺はイヌワシの生息地であり、また北ドブ湿原は希少な湿原植物が分布することから、こうした自然環境を保全するため主にスノーモービルを対象として乗入れ規制区域を指定する。</p>	855	規制期間は 11 月 30 日から 6 月 1 日までとする。



上信越高原国立公園（志賀高原地域）乗入れ規制区域変更図

(イ) 普通地域

普通地域の一部を、次のとおり変更する。

(表 10：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町 大字佐野及び大字平穩の各一部	839 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 839 〕	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班から 40 林班ま で、45 林班、46 林班、48 林班の全部並びに 41 林班から 44 林班まで、47 林班及び 49 林 班の各一部 下高井郡山ノ内町 大字佐野及び大字平穩の各一部	12,286 〔 国 4,505 〕 〔 公 1,965 〕 〔 私 5,815 〕
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 146 林班の全部並び に 56 林班から 58 林班まで、60 林班から 64 林班まで、142 林班から 145 林班まで、150 林班から 154 林班まで及び 156 林班の各一 部	2,539 〔 国 2,539 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 56 林班から 64 林班ま で、142 林班から 146 林班まで及び 152 林班 の全部並びに 54 林班、55 林班、150 林班、 151 林班及び 153 林班から 156 林班までの各 一部 下高井郡木島平村 大字上木島の一部	4,472 〔 国 4,467 〕 〔 公 5 〕 〔 私 0 〕
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班、128 林班及 び 130 林班の各一部 下高井郡野沢温泉村 大字豊郷野沢の一部	192 〔 国 150 〕 〔 公 9 〕 〔 私 33 〕	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林班 までの各一部 下高井郡野沢温泉村 大字豊郷野沢の一部	400 〔 国 358 〕 〔 公 9 〕 〔 私 33 〕

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 52 林班から 54 林班ま で、121 林班から 124 林班まで、126 林班及 び 127 林班の各一部	246	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 53 林班ま での全部並びに 54 林班、55 林班、121 林班か ら 124 林班まで、126 林班及び 127 林班の各一 部	1,936
	下水内郡栄村 大字堺の一部	〔 国 233 〕 〔 公 0 〕 〔 私 14 〕	下水内郡栄村 大字堺の一部	〔 国 1,772 〕 〔 公 37 〕 〔 私 128 〕
			変更部分面積計	△15,278 〔 国 △8,181 〕 〔 公 △2,006 〕 〔 私 △5,091 〕
			変更前 普通地域面積	19,094 〔 国 11,102 〕 〔 公 2,016 〕 〔 私 5,976 〕
		変更後 普通地域面積	3,816 〔 国 2,921 〕 〔 公 9 〕 〔 私 885 〕	

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 11：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園 地区		
		特別保護地区			第1種			第2種			第3種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
長野 県	土地所有別面積	2,086	0	828	4,260	47	1,923	975	642	6,217	1,939	1,318	936	2,921	9	885	12,181	2,016	10,789			
	地種区分別面積	2,914			6,230			7,834			4,192											
	地域地区別面積	2,914															18,256					
	地域別面積													21,170			3,816			24,986		
合 計	土地所有別面積	2,086	0	828	4,260	47	1,923	975	642	6,217	1,939	1,318	936	2,921	9	885	12,181	2,016	10,789			
	地種区 別面積 (比率)	2,914 (11.7)			6,230 (24.9)			7,834 (31.4)			4,192 (16.8)											
	地域別 区別面積 (比率)	2,914 (11.7)															18,256 (73.1)					
	地域 別面積 (比率)													21,170 (84.7)			3,816 (15.3)			24,986 (100.0)		

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(表 12 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区 市町村名		現 行							変 更 後							増 減								
		特別地域						普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海城 公園 地区	普通 地域 (海城)	合計 (海城) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海城 公園 地区	普通 地域 (海 域)	合計 (海 域) (B')	陸域 (B-A)	海城 (B'-A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	未 区 分 (注)	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計							
長野県	山ノ内町	711	0	300	0	4,881	5,892	12,286	18,177				2,914	5,468	6,822	2,134	17,338	839	18,177				0	
	木島平村	0	0	0	0	0	0	4,472	4,472				0	7	529	1,396	1,933	2,539	4,472				0	
	野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	400	400				0	0	114	94	208	192	400				0	
	栄村	0	0	0	0	0	0	1,936	1,936				0	754	369	567	1,690	246	1,936				0	
小 計		711	0	300	0	4,881	5,892	19,094	24,986				2,914	6,230	7,834	4,192	21,170	3,816	24,986				0	
合 計		711	0	300	0	4,881	5,892	19,094	24,986				2,914	6,230	7,834	4,192	21,170	3,816	24,986				0	

(注) 未区分は、地種区分未了(第1種、第2種、第3種の区分がされていない)の特別地域のこと

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

志賀高原集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 13：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積(ha)	変更後面積(ha)
1	拡張	志賀高原集団施設地区	昭和 32 年 10 月 1 日	下高井郡山ノ内町 大字平穏及び大字夜間瀬 の各一部	志賀高原集団施設地区は、長野県北部の志賀草津線道路（車道）及び県道奥志賀公園線沿線に位置し、おおよそ標高 1500m 以上の高原特有の地形に広がる広大な利用拠点である。土地所有は一般財団法人和合会、一般財団法人共益会及び山ノ内町となっており、大半が一般財団法人和合会所有地となっている。志賀高原ユネスコエコパークの指定区域のうち、緩衝地域としてその自然環境の保護と活用が理念として掲げられており、自然探勝を目的とした数多くの遊歩道が設定されているほか、広大なスキー場が集団施設地区内を結んでいる。また、岩菅山などへの登山拠点としても位置付けられ、各所に登山口が設定されている。 このため、本地区においては多数の湖沼と湿原に囲まれた高原性豊かな良好な風致を有するなど、魅力地点が多いことから、風致・自然環境の保全に十分留意して、スキー利用、自然探勝利用、登山利用等の拠点として園地や散策路の他、適切な情報発信施設等を計画する。	不明（※）	2547.5

本集団施設地区は広範囲に及ぶため、本地区内を通る道路については、別途計画するものとし、公園計画図上に明示するものとする。

※昭和 32 年に指定された前計画における面積が不明であるため、変更面積は不明。

(表 14 : 集団施設地区表)

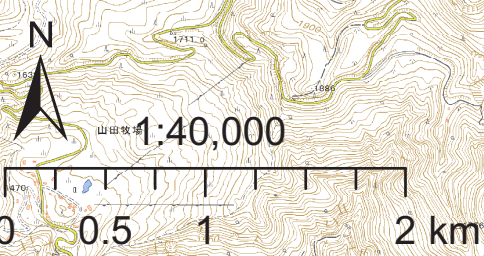
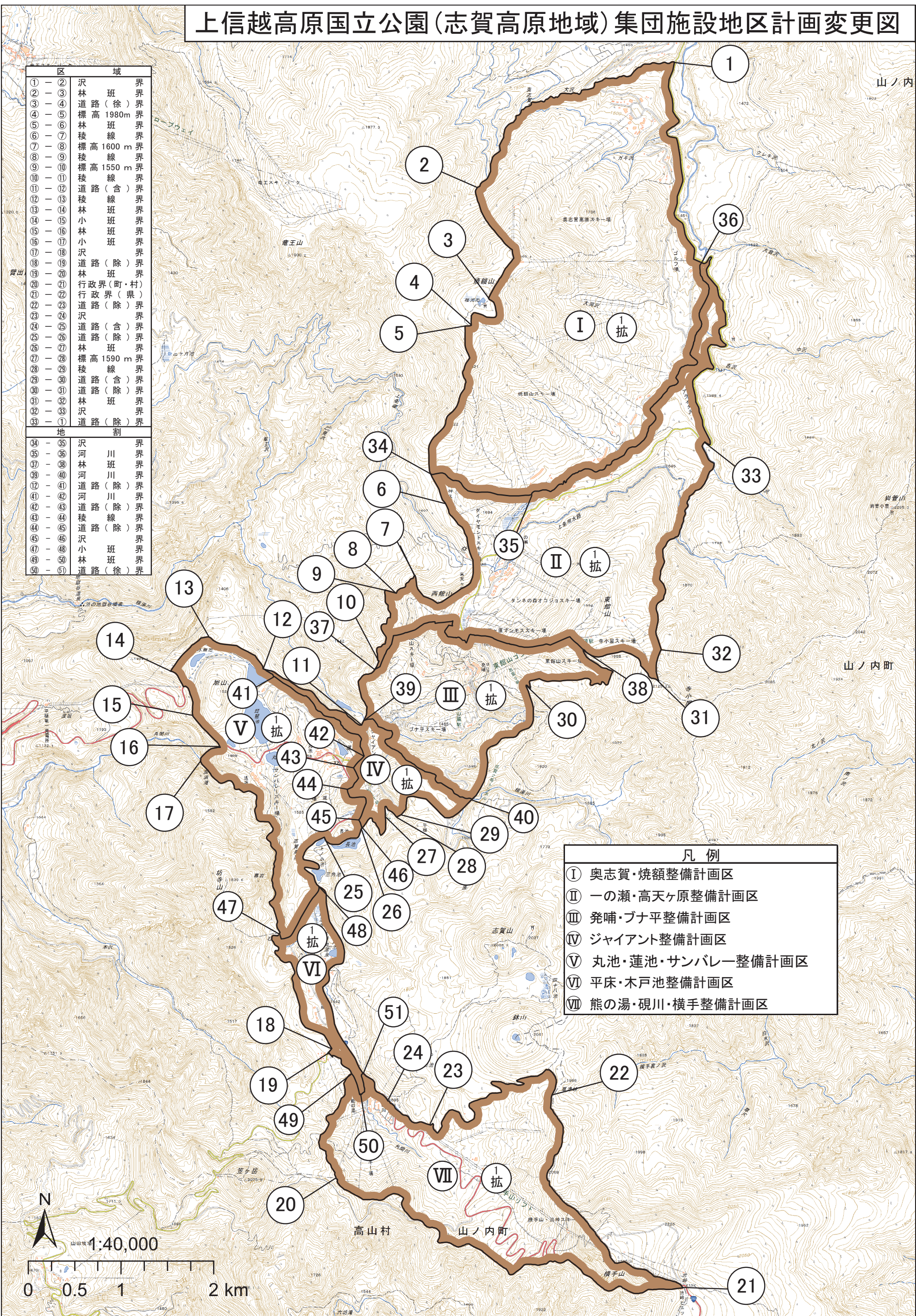
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積(ha)									
1	志賀高原	下高井郡 山ノ内町 大字平穏 及び大字 夜間瀬の 各一部	志賀高原集団施設地区は、長野県北部の国道 292 号及び県道奥志賀公園線沿線に位置し、およそ標高 1500m 以上の高原特有の地形に広がる広大な利用拠点である。土地所有は一般財団法人和合会、一般財団法人共益会及び山ノ内町となっており、大半が一般財団法人和合会所有地となっている。志賀高原ユネスコエコパークの指定区域のうち、緩衝地域としてその自然環境の保護と活用が理念として掲げられており、自然探勝を目的とした数多くの遊歩道が設定されているほか、広大なスキー場が集団施設地区内を結んでいる。また、岩菅山などへの登山拠点としても位置付けられ、各所に登山口が設定されている。 このため、本地区においては多数の湖沼と湿原に囲まれた高原性豊かな良好な風致を有するなど、魅力地点が多いことから、風致・自然環境の保全に十分留意して、スキー利用、自然探勝利用、登山利用等の拠点として園地や散策路の他、適切な情報発信施設等を計画する。	奥志賀・焼額整備計画区	地区内の最北部に位置する計画区である。山ノ内町有地及び一般財団法人共益会所有地からなり、ブナの天然林などが観察できるほか、雑魚川溪谷への玄関口として今後の利用増加が想定される。地区内における春スキーの主要地点として4月以降のスキー利用が多いため、スキー場を整備するほか、ブナの天然林などの自然をじっくりと探勝するために必要な探勝路や園路を整備する。また、自然探勝やトレッキング利用を想定した利用者等の利便性を確保するため、標識や休憩所施設等を整備する。また、ペンションなどの宿泊施設を設置する。	909.5									
				一の瀬・高天ヶ原整備計画区	地区内の北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、大規模な旅館区である一の瀬地区及び高天ヶ原地区の間に小雑魚川が流れ、在来イワナ個体群の産卵地に位置付けられていることから、排水については細心の注意を払う必要がある計画区である。大規模なスキー場を整備するほか、焼額山及び岩菅山等への登山の拠点になることから登山を想定した利用者等の利便性を確保するため、標識や休憩所施設等を整備する。	532.7									
				発咄・ブナ平整備計画区	地区内の中央北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、東館山の中腹に位置する発咄地区とブナ平地区を1つの整備計画区として位置づける。発咄地区は蒸気泉が噴出していることから、温泉の宿舎事業を計画する。また、志賀高原内で唯一スキー場中腹に位置するブナ平地区については発咄地区とジャイアント地区との中間に位置することから、小規模なシャレー形式の宿舎事業を計画する。スキー場についてはこれまでのオリンピックコースのような上級者向けのコースから多様な利用者を想定したコースへ変更を計画する。	259.8									
				ジャイアント整備計画区	地区内の中央北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、周囲を焼額山、西館山、志賀山が作る高原に挟まれた本集団施設地区の中で最も標高の低い箇所に位置し、多くのスキー場の終着点となっていることから、利便性の高いスキー場事業を計画する。また、横湯川の溪谷沿いの静寂を楽しむことができる温泉を利用した宿舎事業を計画する。	75.3									
				丸池・蓮池・サンバレー整備計画区	地区内の中央部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）及び県道奥志賀公園線の合流点に位置し、志賀高原全体の利用拠点として位置付けられる蓮池地区を中心として、蓮池、丸池、琵琶池、一沼等の点在する湖沼が特徴的である。地区の中でもユニバーサルデザインに特に配慮した整備を行うこととし、歩く利用に限らず様々なアクティビティの拠点として整備する。	301.7									
				平床・木戸池整備計画区	地区内の中央南部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）において志賀高原から横手山へ抜ける中間に位置し、古代湖（志賀湖）の影響で形成された平坦な地形が広がる平床は本地域の中でも特に高原性の風致を形成している場所である。志賀高原内で唯一噴泉が上がり、硫黄の香り漂う地区となっている。また、本地区からの笠ヶ岳の眺望は特に象徴的であるため、笠ヶ岳の眺望を阻害するような整備は厳に規制されるべき地域である。	69.7									
				熊の湯・硯川・横手整備計画区	地区内の最南部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）沿線で最も群馬県寄りにある。志賀高原内でも最古の温泉である熊の湯から横手山にかけては、平床までの平坦な高原性の風致から草津白根山系の山岳景観に移行し、高原ドライブ道路として人気が高い。本地区は志賀高原で最も利用の多い志賀山回遊線道路（歩道）や笠ヶ岳登山の起点にあたることから登山口としての機能を十分発揮するための整備を行うとともに、高原ドライブ道路として利用の多い車道の整備を行う。	398.8									
面積計						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">国</td> <td style="width: 33.33%;">公</td> <td style="width: 33.33%;">私</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">465.1</td> <td style="text-align: center;">2082.4</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2547.5</td> </tr> </table>	国	公	私	0	465.1	2082.4	2547.5		
国	公	私													
0	465.1	2082.4													
2547.5															

上信越高原国立公園(志賀高原地域) 集団施設地区計画変更図

区	域	境界
①	— ②	沢林班
②	— ③	道路(徐)
③	— ④	道標高
④	— ⑤	1980m
⑤	— ⑥	林班
⑥	— ⑦	稜線
⑦	— ⑧	高1600m
⑧	— ⑨	稜線
⑨	— ⑩	高1550m
⑩	— ⑪	稜線
⑪	— ⑫	道路(含)
⑫	— ⑬	稜線
⑬	— ⑭	林班
⑭	— ⑮	小沢
⑮	— ⑯	林班
⑯	— ⑰	沢
⑰	— ⑱	路(除)
⑱	— ⑲	林班
⑲	— ⑳	行政界(町・村)
⑳	— ㉑	行政界(県)
㉑	— ㉒	道路(除)
㉒	— ㉓	沢
㉓	— ㉔	道路(含)
㉔	— ㉕	道路(除)
㉕	— ㉖	林班
㉖	— ㉗	高1590m
㉗	— ㉘	稜線
㉘	— ㉙	道路(含)
㉙	— ㉚	道路(除)
㉚	— ㉛	林班
㉛	— ㉜	沢
㉜	— ㉝	道路(除)

地	界	界
⑳	— ㉑	川
㉑	— ㉒	林
㉒	— ㉓	河
㉓	— ㉔	道(除)
㉔	— ㉕	河
㉕	— ㉖	道(除)
㉖	— ㉗	稜線
㉗	— ㉘	道(除)
㉘	— ㉙	沢
㉙	— ㉚	小
㉚	— ㉛	林
㉛	— ㉜	班
㉜	— ㉝	道(徐)

凡例	
Ⅰ	奥志賀・焼額整備計画区
Ⅱ	一の瀬・高天ヶ原整備計画区
Ⅲ	発哺・ブナ平整備計画区
Ⅳ	ジャイアント整備計画区
Ⅴ	丸池・蓮池・サンバレー整備計画区
Ⅵ	平床・木戸池整備計画区
Ⅶ	熊の湯・硯川・横手整備計画区



(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 15 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
5	野営場	長野県下高井郡山ノ内町 (笠越)	笠越における野営場として整備する。	昭和 45 年 4 月 11 日に志賀 高原集団施設地区として計 画されたものの振り替え。
6	植物園	長野県下高井郡山ノ内町 (長池)	長池周辺における植物園として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日に志賀 高原集団施設地区として計 画されたものの振り替え。
7	園地	長野県下高井郡野沢温泉 村 (巢鷹湖)	巢鷹湖周辺の園地として整備する。	新規
8	野営場	長野県下高井郡野沢温泉 村 (巢鷹湖)	巢鷹湖周辺の野営場として整備する。	新規
9	園地	長野県下高井郡野沢温泉 村 (毛無山)	毛無山周辺における園地として整備する。	新規
10	スキー場	長野県下高井郡野沢温泉 村 (毛無山)	毛無山北斜面におけるスキー場として整備する。	新規
11	野営場	長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平)	カヤノ平周辺の野営場として整備する。	新規
12	避難小屋	長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山)	岩菅山における避難小屋として整備する。	新規
13	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町 (地獄谷)	地獄谷地域の宿舎として整備する。	新規
14	園地	長野県下高井郡山ノ内町 (坊平)	坊平周辺における園地として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 16 : 単独施設削除表)

番号※	種 類	位 置	告示年月日	理 由
	宿舎	長野県下高井郡野沢温泉村（上ノ平）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町（烏帽子岳）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	野営場	長野県下高井郡山ノ内町（発哺）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	宿舎	長野県下高井郡木島平村（カヤノ平）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、野営場事業に振り替える。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町（岩菅山）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、避難小屋事業に振り替える。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町（高天ヶ原）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	園地	長野県下高井郡山ノ内町（発哺）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	園地	長野県下高井郡山ノ内町（熊ノ湯）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	野営場	長野県下高井郡山ノ内町（熊ノ湯）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	スキー場	長野県下高井郡山ノ内町（熊の湯松尾根）	昭和 33 年 8 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町（志賀高原陽坂）	昭和 41 年 12 月 14 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	園地	長野県下高井郡山ノ内町（横手山 硯）	昭和 41 年 3 月 18 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	スキー場	長野県下高井郡山ノ内町（横手山）	昭和 34 年 3 月 24 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。

※既設計画番号が不明なため、単独施設の削除番号なし

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 17：道路（車道）追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
4	笠ヶ岳線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（平床・車道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（笠ヶ岳峠）		平床から笠ヶ岳峠へ至る車道として整備する。	新規
5	秋山線	起点－長野県下水内郡栄村（カヤノ平三叉路・車道分岐点） 終点－長野県下水内郡栄村（ムジナ平・国立公園境界）		奥志賀溪谷から切明へ至る車道として整備する。	新規

次の車道を次のとおり変更する。

(表 18：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
(現行：志賀高原集団施設地区及び発哺志賀線道路（車道）の一部)					3	蓮池野沢線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（蓮池・車道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（西発哺南） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（西発哺北） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（奥志賀高原） 終点－長野県下高井郡木島平村（木島山北東・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（木島山北西・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（木島山北・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（川クルミ沢西・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（大次郎山南・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（大次郎山北・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（大次郎山北西・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（ムジナ沢西・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山南東・国立公園境界） 起点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山東・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（野沢温泉スキー場）	蓮池、発哺、高天ヶ原、一の瀬、野沢温泉スキー場	蓮池から西発哺、奥志賀高原、カヤノ平を経て、野沢温泉村へ至る車道として整備する。	計画変更に伴い、集団施設地区から道路（車道）に変更する。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 19 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
10	カヤノ平八剣山登山線	起点ー長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平野営場) 起点ー長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平) 終点ー長野県下高井郡木島平村 (八剣山山頂)	北トブ湿原、八剣山	カヤノ平から北トブ湿原及び八剣山山頂へ至る探勝歩道として整備する。	新規
11	鳥甲山登山線	起点ー長野県下水内郡栄村 (ムジナ平・国立公園境界) 終点ー長野県下水内郡栄村 (鳥甲山山頂)	鳥甲山	鳥甲山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
12	高標山登山線	起点ー長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平野営場) 終点ー長野県下高井郡木島平村 (高標山山頂)	高標山	高標山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
13	切明野反湖線	起点ー長野県下水内郡栄村 (切明・国立公園境界) 終点ー長野県下水内郡栄村 (渋沢ダム)		切明から野反湖へ至る登山道として整備する。	新規
14	大倉新道線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (西発哺) 終点ー長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬西)		西発哺から一の瀬へ至る自然探勝路として整備する。	新規
15	赤石山登山線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (寺小屋峰・歩道分岐点) 終点ー長野県下高井郡山ノ内町 (赤石山・歩道合流点) 起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (大沼池・歩道分岐点) 終点ー長野県下高井郡山ノ内町 (赤石山西・歩道合流点)	赤石山	寺子屋峰及び大沼池から赤石山へ至る登山道として整備する。	新規
16	法坂坊寺山線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (法坂) 終点ー長野県下高井郡山ノ内町 (坊寺山山頂)	幕岩、坊寺山	法坂から坊寺山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
17	焼額山登山線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬) 終点ー長野県下高井郡山ノ内町 (奥志賀高原)	稚児池	一の瀬から焼額山山頂を経て奥志賀高原へ至る登山道として整備する。	新規
18	上林水無池線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (上林・国立公園境界) 終点ー長野県下高井郡山ノ内町 (水無池・歩道合流点)		上林から水無池へ至る登山道として整備する。	新規
19	四十八池高沢山線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (四十八池上分岐・歩道分岐点) 終点ー群馬県吾妻郡中之条町 (高沢山・歩道合流点)	赤石山	四十八池上の歩道分岐から赤石山を経て高沢山へ至る登山道として整備する。 ※ぐんま県境稜線トレイルとして整備を想定する。	新規

次の歩道を削除する。

(表 20 : 道路 (歩道) 削除表)

番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
	発哺上ノ平線	起点ー長野県下高井郡山ノ内町 (発哺) 終点ー長野県下高井郡野沢温泉村 (上ノ平)	焼額山、竜王山、高標山、カヤノ平、毛無山、上ノ平	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。

※既設計画番号が不明なため、削除番号なし

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 21 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理由
番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
	切明発喃線	起点一長野県下水内郡栄村 (切明中津川) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (発喃)	岩菅山、烏帽子岳	昭和 27 年 10 月 9 日	5	岩菅山登山線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬) 起点一長野県下高井郡山ノ内町 (聖平) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山ノッキリ・歩道合流点)		一の瀬旅館街及び聖平から岩菅山ノッキリに至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
	岩菅山道路	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (志賀高原東館山) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山)		昭和 36 年 10 月 24 日	6	東館山切明縦走線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (東館山山頂) 終点一長野県下水内郡栄村 (切明・国立公園境界)	岩菅山、烏帽子岳	東館山から岩菅山を経て切明に至る縦走線として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
(現行 : 志賀高原集団施設地区の一部)					7	自然探勝路線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (蓮池) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (硯川)	蓮池、池の平、下の小池、長池、上の小池、三角池、田ノ原湿原、木戸池、平床	蓮池から硯川に至る自然探勝路として整備する。	計画変更に伴い、集団施設地区から道路 (歩道) に変更する。
	志賀山回遊線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (熊ノ湯) 起点一長野県下高井郡山ノ内町 (清水)	大沼池、四十八池、渋池	昭和 27 年 10 月 9 日	8	志賀山回遊線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (木戸池南) 起点一長野県下高井郡山ノ内町 (硯川) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (大沼林道口) 起点一長野県下高井郡山ノ内町 (清水駐車場) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (信大教育園)	大沼池、四十八池、渋池	木戸池南及び硯川から渋池、四十八池及び大沼池を経て大沼林道口に至る区間並びに清水駐車場から信大教育園に至る区間を自然探勝路として整備する。	利用の実態を踏まえ、区間を追加する。
	志賀山縦走線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (四十八池) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (清水口)	志賀山	昭和 27 年 10 月 9 日	9	志賀山縦走線	起点一長野県下高井郡山ノ内町 (四十八池・歩道分岐点) 起点一長野県下高井郡山ノ内町 (鉢山西・歩道分岐点) 終点一長野県下高井郡山ノ内町 (清水口)	志賀山、裏志賀山	四十八池及び鉢山西から志賀山を経て清水口に至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起点を追加する。

※既設計画番号が不明なため、現行の番号なし

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 22 : 運輸施設追加表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
6	一の瀬	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (東館山)		一の瀬から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	新規
7	奥志賀高原	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (奥志賀高原) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (焼額山)		奥志賀高原から焼額山へ至る索道運送施設として整備する。	新規
8	焼額山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (焼額) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (焼額山山頂)		焼額地域から焼額山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	新規
9	熊の湯	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (熊の湯) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (松尾根)		熊の湯から松尾根へ至る索道運送施設として整備する。	新規
10	上ノ平毛無山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡野沢温泉村 (上ノ平) 終点－長野県下高井郡野沢温泉村 (毛無山山頂)		上ノ平から毛無山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	新規

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 23 : 運輸施設変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主 要 経過地	告 示 年月日	番号	路線名	区間	主 要 経過地	整備 方針	
(現行：志賀高原集団施設地区の一部)					4	高天ヶ原	起点－長野県下高井郡山ノ内町（高天ヶ原） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（東館山）		高天ヶ原から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	計画変更に伴い、集団施設地区から索道運送施設に変更する。
	横手山	起点－長野県下高井郡山ノ内町（横手山中腹） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（横手山頂）		昭和 40 年 8 月 30 日	5	横手山	起点－長野県下高井郡山ノ内町（横手山山麓） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（横手山山頂）		横手山山麓から横手山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	利用の実態を踏まえ、区間を追加する。

※既設計画番号が不明なため、現行の番号なし